

【農地転用許可の判断基準】

市街地に近接した農地や生産力の低い農地等から順次転用されるよう誘導するため、次のような立地基準（農地区分）に応じて転用の可否を判断します。

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市が定める農業振興地域整備計画において農用地区域とされた区域内の農地	原則不許可
甲種農地	市街化調整区域内の ・公営ほ場整備後8年以内の農地 ・集団農地（おおむね10ha以上）で大型農業機械での営農可能な農地	原則不許可 (例外許可) ・農業用施設、農産物加工・販売施設 ・土地収用認定施設 ・集落接続の住宅等 (500㎡未満又は超えない) ・都市と農村の交流に資する施設 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設等
第1種農地	・集団農地（おおむね10ha以上） ・公営ほ場整備農地 ・生産性の高い農地	原則不許可 (例外許可) ・農業用施設、農産物加工・販売施設 ・土地収用認定施設 ・集落接続の住宅等 (500㎡未満又は超えない) ・都市と農村の交流に資する施設 ・地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に基づく施設等
第2種農地	・ほ場整備未実施の小集団で生産性の低い農地 ・市街地として発展する可能性のある農地	第3種農地に立地困難な場合等に許可
第3種農地	・都市的整備がされた区域内の農地 ・市街地にある農地	原則許可

※立地基準のほか、事業実施の確実性や周辺農地への被害防除措置等（一般基準）についても審査が行われます。